

1. 委員会を開いた年月日及び場所

令和4年3月10日 午前9時28分開会  
小値賀町役場 3階本会議場

2. 出席した委員の氏名

|       |         |
|-------|---------|
| 委員 長  | 今 田 光 弘 |
| 副委員 長 | 宮 崎 良 保 |
| 委 員   | 浦 英 明   |
| 委 員   | 末 永 一 朗 |
| 委 員   | 黒 崎 政 美 |
| 委 員   | 松 屋 治 郎 |

3. 欠席した委員の氏名

な し

4. 出席した委員外議員の氏名

な し

5. 説明のため出席した者

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 町 長                   | 西 村 久 之     |
| 副 町 長                 | 近 藤 進       |
| 教 育 長                 | 中 村 慶 幸     |
| 会 計 管 理 者             | 前 田 隆 利     |
| 総 務 課 長               | 谷 元 芳 久     |
| 住 民 課 長               | 橋 本 博 明     |
| 福 祉 事 務 所 長           | 前 田 達 也     |
| 産 業 振 興 課 長           | 博 多 屋 雄 一 郎 |
| 産 業 振 興 課 理 事         | 松 崎 久 幸     |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 北 村 仁       |
| 建 設 課 長               | 橋 本 満       |
| 建 設 課 理 事             | 村 田 祐 一 郎   |
| 教 育 次 長               | 永 田 敬 三     |
| 診 療 所 事 務 長           | 牧 尾 豊       |
| 住 民 課 戸 籍 税 務 保 健 班 長 | 西 村 幸 治     |
| 福 祉 支 援 班 長           | 浦 鉄 兵       |
| 生 活 環 境 班 長           | 中 野 高 樹     |
| 医 務 班 長               | 山 田 俊 宏     |
| 渡 船 係 長               | 坂 井 翔       |
| 福 祉 係 長               | 森 知 佳       |
| 水 道 下 水 道 係 長         | 魚 屋 始       |
| 管 理 係 長               | 岩 坪 信 也     |

6. 職務のため出席した者

|               |           |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長   | 西 浩 康     |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 松 田 智 恵 美 |

7. 付託を受けた事件の件名

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 議案第18号 | 令和4年度小値賀町一般会計予算          |
| 議案第19号 | 令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算      |
| 議案第20号 | 令和4年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算  |
| 議案第21号 | 令和4年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 議案第22号 | 令和4年度小値賀町介護保険事業特別会計予算    |
| 議案第23号 | 令和4年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算    |
| 議案第24号 | 令和4年度小値賀町下水道事業特別会計予算     |
| 議案第25号 | 令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算 |

開会 9時28分

委員長（今田光弘） おはようございます。

委員長（今田光弘） ただいまから予算特別委員会を開会する。

本日は、議案第19号から議案第25号までの特別会計7件について質疑を行う。

**議案第19号、令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての質疑を行う。**

本案について提案理由の補足説明を願う。 総務課長

総務課長（谷元芳久） それでは、令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算について、説明書10ページ、歳入から説明する。

1款1項1目・旅客運賃収入542万5,000円、2目・荷物運賃収入62万3,000円、3目・郵便物航送収入237万4,000円、4目・雑入13万2,000円それぞれ計上し、1項・はまゆう営業収入の総額を855万4,000円とする。同じく、2項1目・旅客運賃収入58万5,000円、2目・荷物運賃収入23万5,000円、3目・郵便物航送収入56万2,000円、4目・雑入3万6,000円それぞれ計上し、2項・さいかい営業収入の総額を141万8,000円とする。

2款1項・国庫補助金を1,665万2,000円計上する。

3款1項・県補助金866万6,000円計上、同じく、2項・県負担金を50万3,000円計上する。

4款1項・一般会計繰入金3,600万7,000円計上。

5款1項・繰越金を100万円計上する。

8ページ、歳出では、1款1項1目・渡船総務費を1,496万5,000円計上、2目・はまゆう運航費は、はまゆうの運航にかかる経費を各節のとおり、3,192万9,000円計上、3目・さいかい運航費1,425万円計上、4目・消費税は廃目で、1項・渡船管理費の総額を6,114万4,000円とする。同じく、2項・営業費を100万円計上する。

2款1項1目・元金999万8,000円計上、2目・利子を5万8,000円計上し、1項・公債費の総額を1,005万6,000円とする。

3款・予備費を60万円計上する。

以上で説明を終わる。

委員長（今田光弘） これで提案理由の説明を終わる。

これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追って、ご質疑願う。

**第1款・渡船事業収入** 浦 委員

委員（浦 英明） はまゆうの旅客運賃収入が395万5,000円で上がっているが、旅客全体で見た時に、前年度より10万4,000円の減とある。前のことで申し訳ないが、2年度、3年度の人数と、これはどのように予想を立てているのかお教え願う。

委員長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） 令和2年度の決算の資料からいくと、笛吹～大島航路が6,853.5

人、端数が出るが、笛吹～六島航路が 219 人、笛吹～野崎航路が 3,064.5 人、以上だ。

今年度の予想については、令和 2 年度とコロナの影響も加味して、令和 2 年度より若干少ない人数で予算計上している。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） 3 年度の見込みは、まだ 3 月 4 月に入ってくる可能性がありわからないので、今のところ答えなかったのか。わかれば、だいたいの見込みでいいので教えてほしい。

委員長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） 今年度の見込みの人数は、一般旅客運賃収入の大島分が 5,796 人、野崎が 5,760 人、六島が 396 人。定期旅客運賃収入は、大島だけだが 120 人。敬老旅客運賃収入は、大島が 840 人、六島が 24 人で、今年度の一般旅客運賃収入の予算を立てている。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 2 款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 3 款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 4 款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 5 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 歳出に移る。

第 1 款・渡船事業費

松屋委員

委員（松屋治郎） 需用費の油代は、だいたいどれぐらいのリッターを見積もっているか。

委員長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） 本年度は、3 年度今現在の平均を取り、リッターあたり 101 円で予算計上している。量としては、1 回あたり 1,800ℓ を 52 回で、93,600ℓ だ。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 2 款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 3 款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） これから歳入歳出全般についてご質疑願う。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第 19 号、令和 4 年度小値賀町渡船事業特別会計予算の質疑を終わる。

しばらく休憩する。

— 休憩 午前 9 時 38 分 —

— 再開 午前 9 時 41 分 —

委員長（今田光弘） 再開する。

次に、議案第 20 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明を願う。

住民課長

住民課長（橋本博明） それでは、令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について、説明書 7 ページ、歳入から説明する。

1 款 1 項 1 目・一般被保険者国民健康保険税を各節のとおり、8,665 万 5,000 円計上、2 目・退職被保険者等国民健康保険税を 3,000 円計上し、1 項・国民健康保険税の総額を前年度当初より 152 万 3,000 円減額の 8,665 万 8,000 円とする。

2 款 1 項・手数料、3 款 1 項・国庫補助金は存目計上で、4 款 1 項・県補助金を 3 億 5,476 万 6,000 円計上する。同じく、2 項・財政安定化基金交付金は、存目計上だ。

5 款 1 項・財産運用収入を 1 万 5,000 円計上する。

6 款 1 項・一般会計繰入金は、前年度当初より 41 万 6,000 円増額の 3,364 万 2,000 円を計上する。同じく、2 項・基金繰入金は、存目計上。

7 款 1 項・繰越金は、各目とも存目計上だ。

8 款 1 項 町預金利子も存目計上、同じく、2 項 1 目・雑入を 24 万 4,000 円計上、2 目・第三者納入金は存目計上で、2 項・雑入の総額を 24 万 6,000 円とする。同じく、4 項・延滞金を 5 万円計上する。

11 ページ、歳出では、1 款 1 項 1 目・一般管理費を各節のとおり、420 万 6,000 円計上、2 目・連合会負担金を 22 万 5,000 円計上し、1 項・総務管理費の総額を 443 万 1,000 円とする。同じく、2 項 1 目・賦課徴収費を 42 万 8,000 円計上、2 目・納税奨励費を 16 万 2,000 円計上し、2 項・徴税費の総額を 59 万円とする。同じく、3 項・運営協議会費を 7 万円計上。同じく、4 項・趣旨普及費を 2 万 4,000 円計上する。

2 款 1 項 1 目・一般被保険者療養給付費 2 億 4,000 万円、2 目・退職被保険者等療養給付費 1 万円、3 目・一般被保険者療養費 150 万円、4 目・退職被保険者等療養費 1 万円、5 目・審査支払手数料 55 万円、6 目・レセプト電算処理システム手数料 18 万 8,000 円それぞれ計上し、1 項・療養諸費の総額を 2 億 4,225 万 8,000 円とする。同じく、2 項 1 目・一般被保険者高額療養費 4,000 万円、2 目・退職被保険者等高額療養費 1 万円、3 目・高額介護合算療養費 1 万円それぞれ計上し、2 項・高額療養費の総額を 4,002 万円とする。同じく、3 項・移送費を 80 万円計上し、同じく、4 項・出産育児諸費を 84 万 1,000 円計上、同じく、5 項・葬祭諸費を 20 万円計上する。

3 款 1 項 1 目・一般被保険者医療給付費分 6,486 万 8,000 円計上、2 目・退職被保険者

等医療給付費分は廃目で、1項・医療給付費分の総額を6,486万8,000円とする。同じく、2項1目・一般被保険者後期高齢者支援金等分2,626万2,000円計上、2目・退職被保険者等後期高齢者支援金等分は廃目で、2項・後期高齢者支援金等分の総額を2,626万2,000円とする。同じく、3項1目・一般被保険者介護納付金分796万8,000円計上、2目・退職被保険者等介護納付金分は廃目で、3項・介護納付金分の総額を796万8,000円とする。

4款1項・保健事業費を10万円計上する。同じく、2項1目・施設管理費は、健康管理センターの維持管理にかかる経費で、104万1,000円計上、2目・保健指導事業費を各節のとおり、463万5,000円計上し、2項・健康管理センター事業費の総額を567万6,000円とする。

5款1項・特定健康診査・特定保健指導費は、人件費及び特定健診にかかる経費が主なもので、860万4,000円計上する。

6款1項・基金積立金を1万5,000円計上する。

7款1項・償還金及び還付加算金は、各目のとおり、386万円を計上、同じく、3項・繰出金は、直営診療所施設勘定繰出金で、6,693万3,000円計上する。

8款・予備費を186万4,000円計上する。

以上で説明を終わる。

**委員長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わる。

これから質疑を行います。

**歳入から順番に款を追ってご質疑願う。**

**第1款・国民健康保険税**

浦 委員

**委員（浦 英明）** 1項1目4・5・6節に滞納分がそれぞれ記載されている。合計で209万1,000円になる。この滞納については、いろいろ徴収の方法を考えているようだ。例えば金融機関の調査をして分納誓約するとか、貯金及び窓口で納付するとか、イノシシの捕獲奨励金を差し押さえするとか、県の回収機構と連携してあらゆる徴収方法を模索しているようだが、今年度はどのような計画をしているか尋ねる。

**委員長（今田光弘）** 住民課班長

**戸籍税務保健班長（西村幸治）** 滞納には、臨戸訪問を必ず2人で行くようにして、後は役場での納税相談、所得税還付の差し押さえ等をこれからもやる予定だ。給与差し押さえもやっている。事情があって現在払えないという方には、誓約書を取り付けて払ってもらうことをやっている。

**委員長（今田光弘）** 浦 委員

**委員（浦 英明）** 漁業者が、最近コロナ渦や、燃油の高騰、これについては町から補助しているが、こういった関係で経営状態が悪化している。だから、滞納が増えてくると思うが、それをほかっておいたら固定化すると思う。だから、固定化しないように徴収することを指摘するのが議員の役目なので、何度も同じことを言うのを理解して、徴収をしつかりして固定化を減らしてもらいたい。よろしく願う。

**委員長（今田光弘）** ほかにないか。 **黒崎委員**

**委員（黒崎政美）** 今の件だが、本当に収入があった事業者は使用者に、例えば 100 万使用者にやったと。それを 20 万ぐらいしかやってないと。そういう事実がある。滞納者の中には「なんで俺こんなに貰ってないのに。」という人も滞納者の中にはいる。それと、私が監査委員をした時代に、徴収吏員を作って徴収させたらどうかと。徴収吏員とは、税務署の吏員と同等の資格を持っているので、前の吉元さんが課長の時に言ったが、一応、徴収吏員という名札を付けていた時期もあったが、これは、辞令に併記しなければ徴収吏員にならないということがあり、差し押さえなどをやっているのかどうか。庁舎を撤去して、新しいこの庁舎ができる前は、舟で櫓や櫂など徴収したものを、そのまま置いていて何も処分してない。だから、そういう制度をしっかりとやるべきではないかと。だから昔、滞納者がたくさんいた中に、これは本人も悪いのだが、「どうして私はこれぐらいしか貰ってないのに、こんなにたくさん課税されるのか。」という事実もあるので、その辺の調査もやってもらいたい。何百万も滞納になったので督促しても、ずっと延長ということもないそうだ。督促をしたから期限が切れて、切れないと。督促したら永久になくならないということでもないそうだ。だから、滞納者の金額が、もしかしたら時効が来てなくなるという部分があるのではないかと予測しているが、そういうところをもう少し調査して考えてほしい。滞納者の中には、不当な徴収をされているという人もいるので、そういうのをなくしていくと滞納額は減るのではないかと。例えば、冷凍してシイラ漬けで 1 人当たり乗組員が何百万もあつた。しかし、身内だからということで、200 万 300 万あつても、シイラ漬けは期間が短いので、ものすごく少ない値段を本人に渡している。町には、一般の乗組員のように、何百万も渡したということがあるので、滞納者の中には、そう人もあるので、なくすためには、差し押さえをどんどんやるべきだ。私が当初の議員になる前、差し押さえを実際やっている。それで、赤紙を貼ったという職員もいる。そういうことを、ビシビシやらなければ、滞納はなくなるのではないかと。「黙っていれば、納めなくてもいい。」という横着な滞納者も出てくる。もう実際に出てきているが、だから、その辺のことを上手くやってほしい。やはり、滞納の、なんで滞納したか…。

**委員長（今田光弘）** 黒崎委員、少し長くなっているので端的にご質疑を。

**委員（黒崎政美）** もう繰り返しになるので、以上だ。

**委員長（今田光弘）** 休憩する。

— 休憩 午前 9 時 59 分 —

— 再開 午前 9 時 59 分 —

**委員長（今田光弘）** 再開する。 **住民課長**

**住民課長（橋本博明）** 何点かあったと思うが、当然、国民健康保険税はもとより住民税は、自営業者であれば本人の申告、給与による支払いを受けている方は、事業者からの給与支払報告書に基づいて賦課をしている。それを、1 件 1 件疑って係ると、当然膨大な事務量になり、確認はできない。だから、給与支払報告書に基づいて賦課しており、虚偽の

支払いは違法なので、している業者はいないと思っている。生活状況等により、支払いが困難な方は当然いるので、納税相談をしながら、その人の負担、いわゆる担税力に応じて納付してもらうようにしている。財産の差し押さえによる換価、財産を差し押さえて競売にかけるという話もあったが、納税相談をすると、財産も持たず収入も減り、なかなか厳しい方がほとんどで、差し押さえして換価できるようなものがない方もいる。やはり分納などの方法や、中には生活保護を受給するのに近く福祉事務所に繋げる人もいる。財産の換価という方法もあるが、現在は差し押さえしやすい現金や給与や預金の方に力を入れている状況だ。あと、町税吏員の辞令は、私達は貰っているし、吏員の証明書も毎日名札に入れて持ち歩いている。町税吏員はきちんと発令されている。滞納の整理に関しては、いろんな法に照らして、時効が成立しないように、なるべく徴収できるように頑張るが、実際、負担する財産や能力、収入がない場合は、執行停止による3年後の不納欠損を考えざるを得ない状況もあるので、そこは納税者を追い詰めないということも考えながら滞納整理をやっていくつもりなので、ご理解をよろしく願う。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第2款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第3款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第4款・県支出金

浦 委員

委員（浦 英明） 1項1目、前年度比1,881万とあるが、3年度見込み額を上げると3億8,032万4,000円で、2,555万8,000円の減になる。これは普通交付金の3年度見込み額2,693万円の減額が主な原因だと思うが、内容について尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課班長

戸籍税務保健班長（西村幸治） 3年度最終補正予算で一般療養費と高額療養費を上げて、3億を超えてしまった理由は、最終補正の段階で、今まで平均1,700~1,800万だった請求が、2,500万ぐらいに大幅に増えた。コロナの関係で受診控えをしていた分が、一気に診療の月から1カ月、2カ月遅れて請求が来るが、補正した関係で今年度は多くなった。4年度はその状況がこのままずっと続くとは考えにくいし、これまでの医療費のここ何年かのかかった平均や、コロナの状況も加味して、考えて算出した額だ。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第5款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第6款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）



委員長（今田光弘） 第7款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第8款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 歳出に移る。

第1款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第2款・保険給付費 浦委員

委員（浦英明） 2項1目の前年度比が、200万ほど増額になっている。3年度の見込み額を計算すると4,500万で、反対に500万ほど減となるが、高額という名のとおり、1人で100万あるいは200万といった額が出てくるので数字に表しにくいと思うが、内容について尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課班長

戸籍税務保健班長（西村幸治） 4年度の算出根拠としては、平成30年から令和2年度の実績の平均に、令和3年度の決算見込み額を加えて算出した結果の数字だ。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第3款・国保事業納付金 浦委員

委員（浦英明） 1項1目の財源に2,700万とあるが、財源は繰入金か。

委員長（今田光弘） 住民課班長

戸籍税務保健班長（西村幸治） 保険基盤安定繰入金で、出産一時金と財政安定化の分だ。保険基盤安定繰入金の、保険者軽減分が1,800万、保険者支援分が900万で2,700万だ。2,700万の内訳は1,800万と900万で間違いない。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第4款・保健事業費 浦委員

委員（浦英明） 2項2目1節、前年度よりも392万4,000円の減とあるが、看護師が採用されたために減額となっているのか尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課班長

戸籍税務保健班長（西村幸治） 浦委員の見込みどおりだ。

委員長（今田光弘） 浦委員

委員（浦英明） 3年度の最終補正の時、保健指導栄養士会計年度任用職員報酬がここに計上されていない。最終補正で0になっていたから上げていないと思うが、わからないので、尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課班長

戸籍税務保健班長（西村幸治） 浦委員の言うとおおり、今年度は管理栄養士のみの採用を

見込んでいる。あとの2件については、全額落としている。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） **第5款・特定健康診査・特定保健指導費** 浦 委員

委員（浦 英明） 12 節・委託料に、今回新しく、3 年度にはなかった特定検診時腹部エコー委託料がある。この旨説明願う。

委員長（今田光弘） 住民課班長

戸籍税務保健班長（西村幸治） 腹部エコーについては、コロナ蔓延以前は特定健診時、希望する方には受けてもらっていたが、コロナが蔓延してからは、接触の関係で実施が難しいということで落としていた。今回は、一応また上げている。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） そうだ。何年か前にそのような話を聞いた。コロナが始まってそんなにならないから、昨年か一昨年か、それはそれで説明は分かった。ここに事業費として上げたからやるということだろうが、3 回目を打ったから、もうやるという考えか。BA.2 とかそういったのがまた流行っているけれど、それも見越して今度はいいだろうということか、それとも当初予算だから上げておこうということか尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課班長

戸籍税務保健班長（西村幸治） 腹部エコーは受けたいという要望もあり、改善されればやるという考えだ。やれないという状況ならば、また落とすことになると思う。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） **第6款・基金積立金**

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） **第7款・諸支出金** 浦 委員

委員（浦 英明） 3 項1 目・直営診療所施設勘定操出金 6,693 万 3,000 円とたくさんの金額が出ている。前年比 2,303 万 3,000 円増額の内容を尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課班長

戸籍税務保健班長（西村幸治） 診療所のへき地診療所運営費分が 5,770 万円、医師住宅建設費分が 923 万 3,000 円、合計で 6,693 万 3,000 円だ。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） **第8款・予備費**

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） これから歳入歳出全般についてご質疑願う。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認める。

これで議案第 20 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わる。

次に、議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明を願う。 住民課長

住民課長（橋本博明） それでは、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明書 7 ページ、歳入から説明する。

1 款 1 項 1 目・特別徴収保険料 1,846 万 5,000 円計上、2 目・普通徴収保険料を 791 万 6,000 円計上し、1 項・後期高齢者医療保険料の総額を、前年度当初より 235 万 7,000 円増額の 2,638 万 1,000 円とする。

2 款 1 項・手数料、及び、3 款 1 項・寄附金は、存目計上だ。

4 款 1 項 1 目・事務費繰入金 691 万 1,000 円計上、2 目・保険基盤安定繰入金を 1,573 万 3,000 円計上し、1 項・一般会計繰入金の総額を 2,264 万 4,000 円とする。

5 款 1 項・繰越金は、存目計上。

6 款 1 項・延滞金加算金及び過料は、存目計上で、同じく、2 項・償還金及び還付加算金は、各目のとおり、3 万円計上する。同じく、3 項・預金利子は、存目計上、同じく、4 項・受託事業収入を 552 万 3,000 円計上する。同じく、5 項・雑入は、各目とも存目計上だ。

9 ページ歳出では、1 款 1 項・総務管理費は、各節のとおり、139 万 6,000 円を計上する。同じく、2 項・徴収費 8 万 4,000 円計上、同じく、3 項・健康診査費 123 万 1,000 円計上、同じく、4 項・保健事業費は、後期高齢者保健事業及び、高齢者の特性を踏まえた地域保健事業にかかる経費で、515 万 9,000 円を計上する。

2 款 1 項・広域連合負担金を、前年度当初より、219 万 5,000 円増額の 4,607 万 1,000 円計上する。

3 款 1 項・償還金及び還付加算金は、各目のとおり、3 万円計上する。同じく、2 項 1 目・一般会計繰出金 61 万 8,000 円の計上は、長崎県広域連合から支払われる高齢者の特性を踏まえた地域保健事業に従事する医療専門職の person 費相当額を、一般会計に繰出すもので、4 年度から新たに計上する。

以上で説明を終わる。

委員長（今田光弘） これで提案理由の補足説明を終わる。

これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第 1 款・後期高齢者医療保険料

浦 委員

委員（浦 英明） 2 目 2 節、過年度分が 1,000 円、存目設置されている。度々で申し訳ないが、この滞納については先ほどから国保でも言っているように、だいたい見ているので、一生懸命徴収している姿が見られる。しかし、やはり厳しい現状の中で、これは我々

が避けては通れない、言わなくてはいけない使命だと思っているので、ご理解願う。滞納について、固定化するような案件はないか尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課長

住民課長（橋本博明） 後期高齢者の保険料についても、委員の言うとおりの未納がある。国保税と同じく、納付相談、臨戸訪問、必要な手段や方法を使って納付を促すようにしており、実際に納付もある。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第2款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第3款・寄 附 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第4款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第5款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第6款・諸 収 入 浦 委員

委員（浦 英明） 4項・受託事業収入 552万3,000円、前年度比 302万9,000円増の内容を尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課長

住民課長（橋本博明） 昨年度から増えた主な原因は、歳出で上げている高齢者の特性を踏まえた一体的な実施事業関連で、委託業務として 220万円ほど、この高齢者の事業に関して、企画調整を行う人材に人件費が 61万7,000円ほど、同様に地域を担当する医療専門職の人材に対して 4万8,000円の支出が、受託事業収入があるので、これでほぼ 300万円の増加の内容だ。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） 今言ったのは、歳出の諸支出金か。高齢者地域保険事業医療専門職人件費か。歳出で訊こうと思ったが、歳入で意外なところから聞いたので、確認のため尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課長

住民課長（橋本博明） 歳出においては、1款4項1目・保険事業費の報償費、需用費、委託料が、ほぼ主な充当先だ。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 歳出に移る。

第1款・総 務 費

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第2款・分担金及び負担金 浦 委員

委員（浦 英明） 広域連合負担金、前年比 219 万 5,000 円増額の内容を尋ねる。

委員長（今田光弘） 住民課長

住民課長（橋本博明） 歳入1款1項の保険料で、前年度比 235 万 7,000 円の増額が主な要因だ。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第3款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） これから歳入歳出全般についてご質疑願う。

質疑はないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認める。

これで、議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終わる。

住民課の皆さんは、お疲れ様でした。

しばらく休憩する。

— 休憩 午前 10 時 30 分 —

— 再開 午前 10 時 40 分 —

委員長（今田光弘） 再開する。

次に、議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明

を願う。

福祉事務所長福祉事務所長（前田達也） それ

では、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算について、説明書 7 ページ、歳入から説明する。

1 款 1 項・介護保険料を 5,588 万 6,000 円計上。内訳は、第 1 号被保険者保険料、特別徴収分 1,035 名、普通徴収分 132 名、合計 1,167 名分だ。

3 款 1 項・手数料は、存目計上。

4 款 1 項・国庫負担金を 6,079 万 5,000 円計上、同じく、2 項・国庫補助金を各目のとおり、4,974 万 8,000 円計上する。

5 款 1 項・県負担金を 5,418 万円計上、同じく、3 項・県補助金を各目のとおり、398 万 9,000 円計上する。

6 款 1 項・支払基金交付金を、各目のとおり、9,935 万 7,000 円計上する。

7款1項・一般会計繰入金 6,089万3,000円の計上は、1目から3目までは、各種事業における町負担分、4目は、事務費相当分、5目は、保険料第1段階から第3段階を対象とする低所得者保険料軽減補助金を一般会計で受け入れしたものを、繰り入れるものだ。同じく、2項・基金繰入金は存目計上。

8款1項・財産運用収入も存目計上だ。

9款1項・延滞金、加算金及び過料を1万円計上、同じく、2項・預金利子は存目計上、同じく、4項・雑入を各目のとおり、8,000円計上、同じく、5項・サービス収入74万4,000円計上は、介護予防サービス計画作成に伴うもので、地域包括支援センターへ給付するものだ。

11款1項・寄付金は、存目計上。

12款1項・繰越金を1万円計上する。

11ページ、歳出では、1款1項・一般管理費331万5,000円の計上は、介護保険システム利用料が主なもので、同じく、2項・賦課徴収費15万2,000円計上、同じく、3項・介護認定審査会費を各目のとおり、237万4,000円計上する。

2款・保険給付費は、過去の実績と令和3年度の見込みにより算定しており、1項・介護サービス等諸費は、要介護1以上の認定を受けた、被保険者が受ける各種の介護サービスに対する介護保険給付費で、3億949万円を計上、同じく、2項・介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された、被保険者が受けることができる在宅での介護サービスに対する介護保険給付費で、286万円を計上する。同じく、3項・その他諸費を19万5,000円計上、同じく、4項・高額介護サービス等費を各目のとおり、991万円計上する。同じく、5項・特定入所者介護サービス等費3,132万円の計上は、施設入所者及び短期施設入所者のうち低所得者について、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額分を補足支給するものだ。

5款1項・介護予防事業費1,422万8,000円の計上は、要支援者の通所介護と訪問介護に係る経費と、被保険者を対象とした生活機能の維持や向上を図るための事業に係る経費だ。同じく、2項1目・包括的支援事業776万5,000円の計上は、地域包括支援センターの運営費が主なもので、5目・任意事業費373万4,000円の計上は、要介護認定を受けている方の配食サービス事業委託料及び介護用品支給費が主なもので、6目・介護予防サービス計画費を25万円計上し、2項・包括的支援事業・任意事業費の総額を1,174万9,000円とする。

6款1項・基金積立金を2,000円計上。

7款1項・償還金を各目のとおり、3万1,000円計上する。

以上で説明を終わる。

**委員長（今田光弘）** これで提案理由の補足説明を終わる。

これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第1款・保 険 料

浦 委員

委員（浦 英明） 国保並びに後期高齢者の方でも言ったが、滞納繰越分がある。滞納について固定化される案件はあるか尋ねる。

委員長（今田光弘） 福祉班長

福祉支援班長（浦 鉄兵） 今年度滞納繰越している分は、令和3年度当初の調定額として135万3,680円ある。現在、収納率が11.91%なので、すべて徴収するのは難しい状況だが、担当と訪問等をしながらなるべく徴収していきたい。滞納繰越の件数は、28名が滞納している。

委員長（今田光弘） 固定化があるかないかの答えは。

休憩する。

— 休憩 午前 10 時 47 分 —

— 再開 午前 10 時 49 分 —

委員長（今田光弘） 再開する。

福祉班長

福祉支援班長（浦 鉄兵） 令和3年度滞納繰越している方が28名おり、その中で、令和元年以前の滞納がある方が24名いるので、その部分が固定化していると考える。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） 固定化しないよう収納を願う。

委員長（今田光弘） 福祉班長

福祉支援班長（浦 鉄兵） 委員の言うとおりに、収納については頑張って徴収したいと思う。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第3款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第4款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第5款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第6款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第7款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第8款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第9款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第11款・寄 附 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第12款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 歳出に移る。

第1款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第2款・保 険 給 付 費 浦 委員

委員（浦 英明） 1項1目で、前年度比 2,078 万増とあるが、3年度の見込み額を計算すると、3億 964 万円で当初予算と変わらないようだ。3年度の4号補正の折に、介護認定者数と認定率を尋ねた時に、全国平均が 18.3%に対して、町の認定率は 16.8%という答弁だった。以前、調べてみると、24年度の頃には全国平均より、20%近くということで上回っていたが、それ以外を見るとほとんど下回っている。最近は尚更厳しくなっていると考えるが、これをどのように捉えているか尋ねる。

委員長（今田光弘） 休憩する。

— 休憩 午前 10 時 54 分 —

— 再開 午前 10 時 54 分 —

委員長（今田光弘） 再開する。 浦 委員

委員（浦 英明） 只今のは、私なりに間違いがあったので、訂正してお詫びして取り消す。申し訳ない。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第5款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第6款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第7款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） これから歳入歳出全般について、ご質疑願う。

歳入歳出全般について、質疑ないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認める。

これで、議案第22号、令和4年度小値賀町介護保険事業特別会計予算の質疑を終わる。

しばらく休憩する。

— 休憩 午前 10 時 59 分 —

— 再開 午前 11 時 02 分 —



委員長（今田光弘） 再開する。

次に、議案第23号、令和4年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明を願う。 建設課長

建設課長（橋本 満） それでは、令和4年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算について、説明書8ページ、歳入から説明する。

1款1項1目・使用料 5,302万4,000円計上、2目・手数料9万円を計上し、1項・使用料及び手数料の総額を5,311万4,000円とする。同じく、2項・工事収入を27万7,000円計上する。

4款1項・一般会計繰入金を1,850万円計上する。

5款1項・繰越金を100万円計上。

6款1項・町債は、簡易水道事業債外2件1,100万円を計上する。

8款1項・延滞金及び過料は、存目計上だ。同じく、2項・雑入を7,000円計上する。

2款1項・国庫補助金は、今年度予算計上はない。

10ページ歳出では、1款1項1目・一般管理費は、職員の人件費のほか、公営企業会計へ移行するための、地方公営企業法適用支援業務の委託費用、また、施設の維持管理経費及び、老朽化した配水管布設替工事が主なもので、各節のとおり、5,173万8,000円計上、3目・消費税を160万円計上し、1款・総務管理費の総額を5,333万8,000円とする。

3款1項1目・元金2,532万1,000円計上、2目・利子を424万1,000円計上し、1項・公債費の総額を2,956万2,000円とする。

4款・予備費を100万円計上する。

2款1項・施設整備費は、今年度は予算計上はない。

以上で、説明を終わる。

委員長（今田光弘） これで提案理由の補足説明を終わる。

これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第1款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第4款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第5款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第6款・町債 黒崎委員

委員（黒崎政美） 昨年度より4,700万ほど減っている理由を願う。

委員長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） 昨年度は、水道監視システム更新工事の大型事業があった。その他、公営企業会計移行の事業費が2,000万と、事業費が多かったが、今年度は先ほど説明

したように、施設整備費の 4,800 万がなかったことと、公営企業事業の分が 2,000 万から 480 万と事業費が下がり、町債も下がっている。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 8 款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 歳出に移る。

第 1 款・総 務 費

浦 委員

委員（浦 英明） 1 目で、前年度比が 1,387 万 3,000 円減額は、企業会計移行資産整理業務委託料 1,630 万円あったのが、なくなったために、こうなっていると思う。代わりに、地方公営企業法適用移行支援業務委託料 486 万円が計上されているので、この内容を尋ねる。

委員長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） この事業は、令和 3 年度からの事業で、令和 5 年度までに公営企業会計に移行することを総務省から通達されているので、それに向けての事業だ。今年、令和 4 年度が 2 年目で、令和 5 年と 2 カ年の継続費で事業を上げている。本年度は、法適用事務支援ということで、企業会計移行に必要な、事務手続きや作業を円滑にするために、条例や規定、制定のあり方や新予算書の作り方、そういうシステムまでどういうものを入れればいいのかといったところを作るものだ。令和 5 年度については、器械を選定したら、その中に令和 3 年分の決算を入れて、実際に運用してどういうものかを、最終的には令和 5 年度までに、完全に企業会計を扱える状態まで持っていくのが、この支援事業の中身だ。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） 3 年度からずっと訊いているが、フローチャートを今日もらったので、後で見てから検討するが、内容的には一応わかった。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

黒崎委員

委員（黒崎政美） 先ほどと関連して、施設整備が廃款になっている。将来に渡って、これはもうなくすということか。近い将来、施設整備費を設けることはないということか。

委員長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） 予算に関連することなので、私から答える。

2 款・施設整備費、1 項・施設整備費が廃款になっているが、今年度は予算がないので、廃款という文字が出ているだけで、款項目節をなくすというわけではない。

委員長（今田光弘） 休憩する。

— 休憩 午前 11 時 12 分 —

— 再開 午前 11 時 14 分 —

委員長（今田光弘） 再開する。

浦 委員

委員（浦 英明） 14 節の工事費の、小値賀地区排水管布設替工事費の内容を尋ねる。

委員長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） 布設替工事は、年次計画で毎年 400 万程度、継続してやっているが、今年 500 万の場所は、町営市司住宅からし尿処理場に伸びている管の漏水が多いということで、その工事を実施する。延長的には約 150m を予定している。

委員長（今田光弘） ほかにないか。 浦 委員

委員（浦 英明） 15 節・原材料費が 209 万ある。3 年当初が 208 万だったので、だいたい同じ金額で出ているのは、ストックしておく必要があるのかと考えたが、ちなみに突発的な事故が起きた場合に、材料がないと間に合わないことを勘案して毎年出しているのか、内容を尋ねる。

委員長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） 委員の言うとおり、突発的な事故に備えて、各種材料を常にストックしておかなければいけないので、その予算を毎年同程度上げている。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

ストックしていて、品質管理については問題ないかとの声があった。お答え願う。

建設課長

建設課長（橋本 満） 水道の材料は塩化ビニール製が主だ。紫外線劣化を防ぐために、倉庫内に保管している。紫外線劣化がなければ、通常 30 年、40 年と持つので心配はない。

委員長（今田光弘） 総務費、ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 先ほどの、第 2 款・施設整備費は、抜かして

### 第 3 款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 4 款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） これから歳入歳出全般についてご質疑願う。

質疑はないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認める。

次に第 2 表『 継続費 』の質疑を行う。（P.4）

質疑はないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認める。

次に第 3 表『 地方債 』の質疑を行う。（P.5）

質疑はないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認める。

これで、議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わる。

次に、議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算について質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明を願う。 建設課長

建設課長（橋本 満） それでは、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算について、説明書 9 ページ、歳入から説明する。

1 款 1 項 1 目・使用料 2,899 万 5,000 円計上、2 目・手数料を 2,000 円計上し、1 項・使用料及び手数料の総額を 2,899 万 7,000 円とする。

2 款 1 項・国庫補助金 800 万円の計上は、特定環境保全公共下水道マンホールポンプ設備更新工事及び笛吹浄化センター曝気装置更新工事の補助金だ。

4 款 1 項・一般会計繰入金を 9,950 万円計上。

5 款 1 項・繰越金を 100 万円計上する。

6 款 1 項・延滞金及び過料、同じく、2 項・雑入は、存目計上だ。

7 款 1 項・町債は、下水道施設改修事業と下水道公営企業会計移行事業にかかるもので 2,330 万円を計上する。

11 ページ歳出では、1 款 1 項 1 目・一般管理費は、人件費ほか、下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託料が主なもので、1,074 万 1,000 円計上、3 目・漁業集落排水管理費 1,245 万 6,000 円の計上は、施設の維持管理にかかる経費と、大島漁業集落排水施設ダウンサイジング検討業務委託料が主なもので、4 目・農業集落排水管理費は、各節のとおり、605 万 5,000 円計上、5 目公共下水道管理費は、特定環境保全公共下水道マンホールポンプ設備更新工事、笛吹浄化センター曝気装置更新工事等が主なもので、3,908 万 4,000 円計上、6 目・消費税を 100 万円計上、7 目・合併浄化槽管理費を 201 万円計上し、1 項・総務管理費の総額を 7,134 万 6,000 円とする。

3 款 1 項 1 目・元金を 7,230 万 1,000 円計上、2 目・利子を 1,215 万 3,000 円計上し、1 項・公債費の総額を 8,445 万 4,000 円とする。

4 款・予備費を 500 万円計上する。

以上で説明を終わる。

委員長（今田光弘） これで提案理由の補足説明を終わる。

これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

第 1 款・事業収入

質疑はないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 2 款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第 4 款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(今田光弘) 第5款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(今田光弘) 第6款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(今田光弘) 第7款・町債

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(今田光弘) 歳出に移る。

第1款・総務費

浦委員

委員(浦英明) 12節・委託料486万円は、小値賀町下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託料となっているが、簡水を見てみると、企業法適用の次に「移行」という文言が入っているが、これが入るか入らないかで何が違うのか尋ねる。

委員長(今田光弘) 建設課長

建設課長(橋本満) やっている内容は同じだが、文言の整理が間違っていたので、確認して訂正する。

委員長(今田光弘) ほかにないか。

浦委員

委員(浦英明) 3目・漁業集落排水管理費、12節・委託料に大島漁業集落排水施設ダウンサイジング検討業務委託料386万8,000円の説明を願う。

委員長(今田光弘) 建設課長

建設課長(橋本満) 小値賀町の下水道については、各終末処理場を統合する計画を、今、委託業務で検証しているが、大島地区に関しては、二次離島ということで、小値賀本島に海底パイプラインで持って来ることはまず不可能だし、費用的にも大きいので、単独でいくことが望ましいという結果が出ている。それで、当時の設計が、平成10年からの供用開始で、島の人口184人に必要な終末処理場を作っているが、現人口が56人で、かなり人口が減っている。人口減少に対応した適正化を「ダウンサイジング」と言い、適正な大きさにして管理運営経費を抑えたい。今の施設を維持した場合と、新しく小さな合併浄化槽的なものを整備した場合、どちらが有利かを検証する業務だ。

委員長(今田光弘) ほかにないか。

松屋委員

委員(松屋治郎) 今の件に関連して、例えば民泊など観光客が増える可能性があると思うが、それも加味して検討しているか伺う。

委員長(今田光弘) 建設課長

建設課長(橋本満) 下水道の処理能力を計算する場合、委員の言うとおりの定住人口と流入人口を併せたもので考えていく。今回の場合も、今の人口予測と流入人口を併せたものを加味した形で検討していくと思う。ただ、今から委託してやっていくので、予算が通り、業務委託して結果が出たら報告する。

委員長(今田光弘) ほかにないか。

浦委員

委員（浦 英明） 5目・公共下水道管理費、14節・工事請負費 2,652万6,000円、全部の説明を願う。

委員長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） 公共桝設置工事費は、新たに下水道を取る時、桝がない場合の設置費用で、例年通り60万予算を上げている。今のところ予定はない。

特定環境保全公共下水道マンホールポンプ設備更新工事費は、ストックマネジメントに基づき、マンホールポンプ2カ所のオーバーホールをするものだ。

笛吹浄化センター曝気装置更新工事費1,670万は、笛吹浄化センターは平成16年から供用開始している笛吹地区の汚水処理をする小値賀町のメインの処理場で、その中の曝気接触槽に送っている曝気ブロワーが、供用開始以来オーバーホールをしていないので、今年度3基のオーバーホールを実施する工事だ。

大浦マンホールポンプ所電線管路更新工事費は、大浦の海岸近くにマンホールポンプ所があり、制御盤からマンホールポンプまでの約50m区間において、入っている電線管の老朽化で制御が上手くいっていないので、新たに制御するための電線管を入れ替える工事だ。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） 特定環境保全公共下水道マンホールポンプの、2カ所の場所を教え願う。

委員長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） 場所は、「舟瀬のマンホールポンプ場」、イメージ的には舟瀬の県道を通って、左折すると歯医者に行く道のところにあるマンホールと、「潮井場」、簡単に言うと小辻石油の前の2カ所だ。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第3款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第4款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） これから歳入歳出全般についてご質疑願う。

質疑はないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認める。

次に、第2表『継続費』の質疑を行う。 （P.4）

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 質疑なしと認める。

次に、第3表『債務負担行為』の質疑を行う。 （P.5）

質疑はないか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(今田光弘) 質疑なしと認める。

次に、第4表『地方債』の質疑を行う。(P.6)

質疑はないか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(今田光弘) 質疑なしと認める。

これで、議案第24号、令和3年度小値賀町下水道事業特別会計予算の質疑を終わる。

委員長(今田光弘) しばらく休憩する。

— 休憩 午前 11 時 35 分 —

— 再開 午前 11 時 38 分 —

委員長(今田光弘) 再開する。

次に、議案第25号、令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての質疑を行う。

本案について提案理由の補足説明を願う。

診療所事務長

診療所事務長(牧尾 豊) それでは、令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算について、説明書7ページ、歳入から説明いたします。

1款1項・入院収入は、過去の実績等を勘案し、各目のとおり、2,514万2,000円を計上する。同じく、2項・外来収入も入院収入同様、過去の実績等を勘案し、各目のとおり、1億9,426万1,000円計上する。

2款1項・使用料を5万8,000円計上、同じく、2項・手数料を101万2,000円計上する。

4款1項1目・事業勘定繰入金は、国民健康保険会計からの特別調整交付金へき地直営診療所分として、6,693万3,000円計上、2目・一般会計繰入金を5億152万円計上し、1項・他会計繰入金の総額を5億6,845万3,000円とする。

5款1項・繰越金を1,000万円計上。

6款1項・預金利子は、存目計上だ。同じく、3項・雑入を267万3,000円計上する。

6款2項・受託事業収入は、今年度予算計上はない。

7款1項・町債は、医療機械器具購入及び医師住宅建設事業に係る辺地債、診療所建設事業に係る過疎債で、3億3,110万円を計上する。

10ページ、歳出では、1款1項・総務管理費、2億8,631万円の計上は、職員の人件費、施設の維持管理経費、診療応援及び週末代診医師に係る診療謝礼や、専門外来にかかる負担金等の経費が主なもので、同じく、2項・研究研修費は、各節のとおり、53万6,000円計上する。同じく、3項・施設整備費は、新診療所建設並びに医師住宅建設にかかる委託業務と工事費で、6億6,070万3,000円を計上する。

2款1項1目・医業用機械器具費は、超音波診断装置、電子カルテシステム購入の他、新診療所開業に伴う医療機械の購入及び、医療機器の保守点検業務等の経費が主なもので、

3,123万4,000円計上、2目・医薬品衛生材料費は、薬品、衛生材料、検査用試薬及び、外注検査料が主なもので、1億3,648万8,000円計上、3目・寝具費を37万2,000円計上し、1項・医業費の総額を1億6,809万4,000円とする。同じく、2項・給食費は、給食にかかる材料費が主なもので、286万8,000円を計上する。

3款1項1目・元金を、1,289万7,000円計上、2目・利子を107万6,000円計上し、1項・公債費の総額を1,397万3,000円とする。

4款・予備費を21万6,000円計上する。

以上で、説明を終わる。

**委員長（今田光弘）** これで提案理由の補足説明を終わる。

これから質疑を行う。

歳入から順番に款を追ってご質疑願う。

**第1款・診療収入**

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘） 第2款・使用料及び手数料**

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘） 第4款・繰入金** 浦 委員

**委員（浦 英明）** 一般会計繰入金が、3年度の積み上げで、1億9,226万1,000円になるが、それと比較して、3億7,619万2,000円の増となる。これは、診療所工事5億7,600万円に伴うものと思っているが、繰入金については、これがピークで次第に減っていくと思うが、そのあたりを尋ねる。

**委員長（今田光弘） 診療所事務長**

**診療所事務長（牧尾 豊）** 新しい診療所建設に伴う経費が多額を占めており、それに伴う経費の増が主な要因になっているので、今後、施設の整備が終わった後は、大きな経費の増はないと考える。

**委員長（今田光弘）** ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘） 第5款・繰越金**

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘） 第6款・諸収入**

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘） 第7款・町債**

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 歳出に移る。

**第1款・総務費** 浦 委員

**委員（浦 英明）** 1目2節・給料で、職員給（13名）5,125万1,000円とあるが、この時点では13名だったと思うが、現在何名か。



委員長（今田光弘） 診療所事務長

診療所事務長（牧尾 豊） 今、3月1日現在で、職員は医師の他15名だ。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） 給料は、3年度が当初で5,027万4,000円に3号補正の263万5,000円を加えると、5,294万9,000円の見込みになるが、13名の時点で、5,125万1,000円の計上は多すぎではないかと思ひ尋ねる。

委員長（今田光弘） 診療所事務長

診療所事務長（牧尾 豊） 令和4年度については、年度末に退職者を見込んでおり職員は13名になっている。委員ご存じの通り、給料は年々上がっていく仕組みで、今回退職する2名は若手で、給料全体に係る影響額は少ないと考える。今回の給料に関しては、総務課にも確認し予算計上している。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） 15名になったら、1,000万ほど増えて6,100万ほどになるのか。500万増えて5,600万ということになるのか。そうなると、年度途中で補正を組むのか尋ねる。

委員長（今田光弘） 休憩する。

— 休憩 午前 11 時 49 分 —  
— 再開 午前 11 時 51 分 —

委員長（今田光弘） 再開する。

診療所事務長

診療所事務長（牧尾 豊） 人件費は、個人個人で算定を積み上げているので、金額は間違いない。人事異動に伴って、掛かる経費がある場合は、補正等で対応する。

委員長（今田光弘） ほかにないか。 浦 委員

委員（浦 英明） 7節・報償費は、3年度見込みが793万円で、田中先生が長期休暇になった場合はいくらぐらいになるのか。ちなみに元年度は1,914万で、補正予算で尋ねたら約1,000万だと答弁があった。その時には、この4年度の予算は見えていなかったの、今見て1,296万は大きいと思った。先生の給料はあたりまえで、そしてまたここに、代診が1,296万となっている算出の根拠を尋ねる。

委員長（今田光弘） 診療所事務長

診療所事務長（牧尾 豊） 代診・診療応援医師に掛かる謝金1,296万円の内訳は、代診謝礼が長崎大学及び上五島病院から週末に代診の先生を呼ぶ関係で、年間通してだいたい月2回の12カ月を予定しており432万。応援医師、診療応援医師謝礼は、病院企業団医師の先生を年間通して月4回予定しており864万だ。

委員長（今田光弘） 浦 委員

委員（浦 英明） 算出の根拠の出し方はわかるが、今までの流れを見ると、2年度は470万円、3年度の見込みが793万円だ。ずっと以前も見てみると、元年度が今回と近くなるが、医師2名の給料も出して、代診もこれだけ出すと、金額的に飲み込めない。異常に代診が高い。先生のなら、田中先生が長期休暇に入るの、この金額が1,000万ぐらいに抑

えていたら、1,296万出すのもわかるが、ちょっと多いと思う。

委員長（今田光弘） 診療所事務長

診療所事務長（牧尾 豊） 答弁の内容に不備があった。今回の人件費及び報酬の謝金については、議会等でも説明した田中先生が療養に入っている関係で、給与については田中先生が復帰して勤務することも想定し、医師2名分を計上している。一方で療養が続く場合に、応援医師の確保も必要で、その分の経費も併せて今回上げている。一部、二重に計上している形になるが、いつでも医師2名体制の構築が必要なので、今回このような予算措置をしている。

委員長（今田光弘） 休憩する。

— 休憩 午前 11 時 59 分 —  
— 再開 午前 11 時 59 分 —

委員長（今田光弘） 再開する。

ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第2款・医 業 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第3款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） 第4款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（今田光弘） これから歳入歳出全般についてご質疑願う。 浦 委員

委員（浦 英明） 1款・総務費の3項・施設整備費の14節・工事請負費で、診療所の分が6億4,400万で上がっている。工事が遅れていると言われていたが、5月で終わるのか、6月までずれ込むのか、だいたい何月かわかる範囲で尋ねる。

委員長（今田光弘） 診療所事務長

診療所事務長（牧尾 豊） 委員承知のとおり、今工事現場では、頑張っている。町長の施政方針でも説明があったとおり、コロナの影響で資材の搬入が遅れている関係で、当初5月20日頃の完成を見込んでいたが、完成は7月頃の予定と業者から報告が上がっている。詳細については、建設部とまた説明をしたいと思っているので、よろしく願う。

委員長（今田光弘） ほかにないか。 松屋委員

委員（松屋治郎） 引っ越し費用は予算計上しているか。

委員長（今田光弘） 診療所事務長

診療所事務長（牧尾 豊） 引っ越しの予算は、委託料に計上している。完成の暁には、安全に引っ越しできるよう取り組んでいく。

委員長（今田光弘） ほかにないか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**委員長(今田光弘)** 次に、第2表『地方債』の質疑を行う。(P.4)

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**委員長(今田光弘)** 質疑なしと認める。

これで議案第25号、令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の質疑を終わる。

これで令和4年度一般会計予算及び7つの特別会計予算に対する質疑を終了する。

執行部、特に町長、副町長、総務課長においては2日間、長時間にわたり、大変お疲れ様でした。

来週月曜日からは、横山議長も戻るなのでよろしく願う。

**委員長(今田光弘)** しばらく休憩する。

— 休憩 午後 零 時 03 分 —  
— 再開 午後 1 時 20 分 —

**委員長(今田光弘)** 再開する。

これより討論と採決に入る。

令和4年度一般会計予算、特別会計予算の順に行う。

まず議案第18号、令和4年度小値賀町一般会計予算の討論を行う。

まず原案に反対者の発言を許す。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**委員長委員長(今田光弘)** 反対討論なしと認める。

次に原案に賛成者の発言を許す。

宮崎委員

**委員(宮崎良保)** 令和4年の一般会計について、賛成の立場で討論する。

12月にもらった町長からの今年度の予算編成等々と対峙し、人口減少問題、定住促進、子ども・子育て支援、企業事業拡大、後継者、産業振興の6項目について、十分に検討してみると、それぞれの項目ごとに、十分に配慮していることがわかった。ただ、一番心配したのは、質問したとおり、地方交付金の増額だ。この地方交付税は一般財源の基礎となる部分なので、もう少し真剣にしてほしいという気がした。元々の国の方は、6,153億円の近年にない大きな追加をしているのに、小値賀町は昨年より1億円だけ増えている。なぜ小値賀だけそれを反映していないのか。これがもう少しあれば、自由に使える金をもっとあった気がするので、考慮が欲しかった。全体としては、先ほども言ったように、十分に配慮した予算編成で、なんら反対する項目はないので、令和4年の予算案について、賛成したいと思う。

**委員長(今田光弘)** ほかに賛成討論はないか。

松屋委員

**委員(松屋治郎)** 令和4年度の予算案には賛成するが、今後の町の行政運営について、至る所で年々、人材確保が深刻化しており、そのような中、幅広い事業が困難になってきており、今後の行政のあり方として、選択と集中により効率的な町政運営に移行する必要

があると感じた予算審議だった。以上。

**委員長（今田光弘）** ほかにないか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 賛成討論・反対討論含めて討論はないか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** これで討論を終わる。

これから議案第 18 号、令和 4 年度小値賀町一般会計予算を採決する。

この表決は起立によって行う。

議案第 18 号、令和 4 年度小値賀町一般会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

**委員長（今田光弘）** 起立全員。

したがって本特別委員会は議案第 18 号、令和 4 年度小値賀町一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した。

**次に、特別会計予算の討論と、採決を行う。**

**まず、議案第 19 号、令和 4 年度小値賀町渡船事業特別会計予算の討論を行う。**

まず原案に反対者の発言を許す。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 反対討論なしと認める。

次に原案に賛成者の発言を許す。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 賛成討論なしと認める。

これで討論を終わる。

これから、議案第 19 号、令和 4 年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決する。

この表決は起立によって行う。

議案第 19 号、令和 4 年度小値賀町渡船事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

**委員長（今田光弘）** 起立全員。

したがって本特別委員会は、これから議案第 20 号、令和 3 年度小値賀町渡船事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した。

**続いて、議案第 20 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行う。**

まず原案に反対者の発言を許す。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 反対討論なしと認める。

次に原案に賛成者の発言を許す。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 賛成討論なしと認める。

これで討論を終わる。

これから議案第 20 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決する。

この表決は起立によって行う。

議案第 20 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

**委員長（今田光弘）** 起立全員。

したがって本特別委員会は、議案第 20 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行う。

まず原案に反対者の発言を許す。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 反対討論なしと認める。

次に原案に賛成者の発言を許す。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 賛成討論なしと認める。

これで討論を終わる。

これから議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決する。

この表決は起立によって行う。

議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

**委員長（今田光弘）** 起立全員。

したがって本特別委員会は、議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算の討論を行う。

まず原案に反対者の発言を許す。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 反対討論なしと認める。

次に原案に賛成者の発言を許す。

**委員長（今田光弘）** ほかに賛成討論はないか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 賛成討論なしと認める。

これで討論を終わる。

これから議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決する。

この表決は起立によって行う。

議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

**委員長（今田光弘）** 起立全員。

したがって本特別委員会は、議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の討論を行う。

まず原案に反対者の発言を許す。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 反対討論なしと認める。

次に原案に賛成者の発言を許す。

**委員長（今田光弘）** ほかに賛成討論はないか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 賛成討論なしと認める。

これで討論を終わる。

これから議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決する。

この表決は起立によって行う。

議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

**委員長（今田光弘）** 起立全員。

したがって本特別委員会は、議案第 23 号、令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算の討論を行う。

まず原案に反対者の発言を許す。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 反対討論なしと認める。

次に原案に賛成者の発言を許す。

**委員長（今田光弘）** ほかに賛成討論はないか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 賛成討論なしと認める。

これで討論を終わる。

これから議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決する。

この表決は起立によって行う。

議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

**委員長（今田光弘）** 起立全員。

したがって本特別委員会は、議案第 24 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、議案第 25 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の討論を行う。

まず原案に反対者の発言を許す。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 反対討論なしと認める。

次に原案に賛成者の発言を許す。

**委員長（今田光弘）** ほかに賛成討論はないか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**委員長（今田光弘）** 賛成討論なしと認める。

これで討論を終わる。

これから議案第 25 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決する。

この表決は起立によって行う。

議案第 25 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願う。

（賛成者起立）

**委員長（今田光弘）** 起立全員。

したがって本特別委員会は、議案第 25 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した。

お諮りする。

本特別委員会の報告及び委員長報告については、委員長に一任いただきたいと思います。浦 委員

**委員（浦 英明）** 地方交付税については、国勢調査による人口減少による減少を心配していたが、国の人口急減補正措置などで緩和されたために反対に増え、21 億 4,312 万 9,000

円が交付され、一安心した。収入未済額が、予算ということで見えてこないところがあるが、近い将来、不納欠損が出てくることを心配している。基金は年々増えてきているが、今後、公共施設の更新等に充当するので、大幅な減少が見込まれるのを少し心配している。地方債については、近いところで診療所建設、今後は、先ほど言った、今から言うであろう老朽化施設の改修・更新工事等多くの工事があり、一般会計・特別会計合わせて35億円ほどの地方債が、次第に増えていくと推測される。今後は、今言った、公共施設の老朽化による修繕工事や更新工事に、多額の費用が発生するので、実質公債比率等財政指標には、目を配り、監視していく必要があると感じた。

**委員長（今田光弘）** ほかにないか。 黒崎委員

**委員（黒崎政美）** ここにおかしいところはあるが、あくまで予算であり、決定ではないので賛成せざるおえない。満足のいく予算編成ではなかったが、大まかに見てやもうえない。執行部も結構苦労しているという節も見られるので賛成した。特別会計についても同様だ。

**委員長（今田光弘）** 松屋委員いかがか。

**委員（松屋治郎）** 先ほど言ったように、予算も含めて行政のあり方を、選択と集中で効率的に運営する必要があると感じた予算審議だった。

**委員長（今田光弘）** 末永委員どうか。

**委員（末永一朗）** 今年度の当初予算、新年度は新しい事業が40項目あり、予算として一般会計39億8,000万で、各事業に組んだ予算をフルに使って事業を進めてもらいたいということで、職員に期待して賛成とする。

**委員長（今田光弘）** ほかにないか。

ないようなら委員長に一任いただくことに異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**委員長（今田光弘）** 異議なしと認める。

それでは、本特別委員会の報告書及び委員長報告については、3月14日の午前9時まで  
に作成し、議長に提出し、委員の皆様事前に配布した後、本会議で報告させてもらう。

以上で本特別委員会に付託された案件の審査は全部終了した。

委員の皆様には、2日間本当に大変お疲れ様でした。

これをもって、予算特別委員会を閉会する。

ありがとうございました。

— 午後 1 時 38 分 閉会 —